

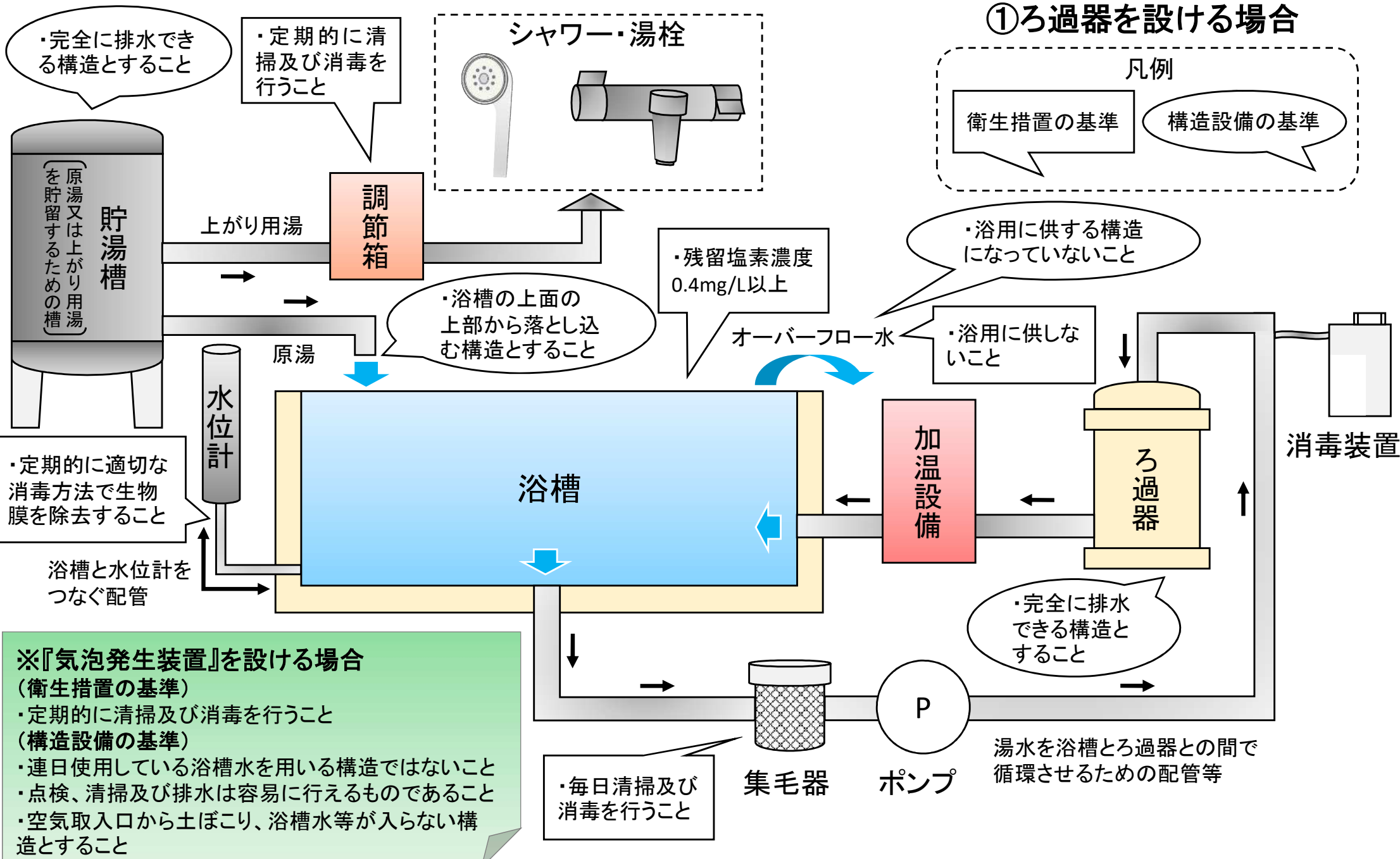
「旅館業法施行条例」及び「公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例」の一部改正について

①ろ過器を設ける場合

凡例

衛生措置の基準

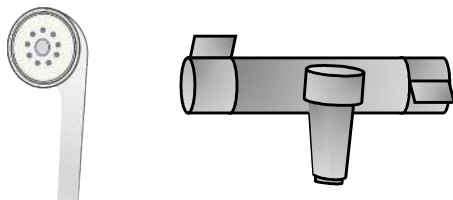
構造設備の基準



完全に排水できる構造とすること

定期的に清掃及び消毒を行うこと

シャワー・湯栓



調節箱

浴用に供する構造になっていないこと

浴用に供しないこと

残留塩素濃度 0.4mg/L以上

浴槽の上面の上部から落とし込む構造とすること

定期的に適切な消毒方法で生物膜を除去すること

浴槽と水位計をつなぐ配管

※『気泡発生装置』を設ける場合

- (衛生措置の基準)
- 定期的に清掃及び消毒を行うこと
- (構造設備の基準)
- 連日使用している浴槽水を用いる構造ではないこと
- 点検、清掃及び排水は容易に行えるものであること
- 空気取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らない構造とすること

毎日清掃及び消毒を行うこと

完全に排水できる構造とすること

湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管等

②ろ過器を設けず、加温設備その他浴槽水を循環し、又は貯留する設備と浴槽を配管で接続し、浴槽水を循環させる場合

